

# 千代田区地球温暖化対策条例の改正について

## 1 改正理由

区は、2007（平成 19）年に地球温暖化対策条例（以下、「条例」という。）を制定し、2020（令和 2）年までに区内の二酸化炭素排出量を 1990（平成 2）年比で 25%削減する対策目標を掲げています。目標年次を迎えるにあたり、地球温暖化対策にかかる実績、成果及び課題等の検証を踏まえ、条例を改正し、基本理念として 2050 年の脱炭素社会の実現に向けた取組みの推進を掲げます。

また、近年、気温上昇や大雨の頻度の増加など、地球温暖化に起因すると考えられる気候変動の影響が深刻化しています。気候変動の影響による被害をできる限り回避・軽減するため、区においても地球温暖化を防止する対策（以下、「緩和策」という。）と併せて気候変動適応策（以下、「適応策」という。）を推進するべく、気候変動適応を条例に位置付け、施策の継続性を担保します。

## 2 主な改正内容

### （1）基本理念を規定

2015（平成 27）年に採択されたパリ協定など、条例制定後の地球温暖化対策を取り巻く状況を踏まえ、2050 年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを達成する脱炭素社会をめざし、区民や事業者と協力しあってその実現に向けて取り組むことを基本理念として掲げます。

なお、現行条例において定めている対策目標は、計画において掲げることとします。

### （2）適応策を追加

2018（平成 30）年に制定された気候変動適応法において努力義務とされている地域気候変動適応計画の策定、計画に定める事項等について規定し、温室効果ガスの削減（緩和策）とともにその取組みを推進します。

### （3）再生可能エネルギー導入の取組みを追加

二酸化炭素の排出量実質ゼロを達成するためには、省エネルギー化の推進に加え、使用するエネルギーの脱炭素化が肝要となることから、再生可能エネルギー導入の取組みを地球温暖化配慮行動の一つとして位置付けます。

## 3 施行

公布の日から